

賛助会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際緑化推進センター（以下、「センター」という。）定款第 48 条の規定に基づき、賛助会員（以下、「会員」という。）について、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第 2 条 会員とは、毎事業年度 1 口以上の賛助会費（個人にあつては 1 口 1 万円、個人以外にあつては 1 口 10 万円）を納める個人、法人、法人以外の団体及び地方公共団体をいう。

(賛助会費の使途)

第 3 条 納入された賛助会費は、その 2 分の 1 以上をセンターが実施する公益事業に使用するものとし、残余の会費は管理運営費用に使用できるものとする。

(会員に対するサービス)

第 4 条 会員は、理事長が定めるところにより、国際森林・林業協力を推進するための情報提供、出版物の配布その他のサービスを受けることができる。

(加入・退会の手続き)

第 5 条 会員加入の手続きは、別紙様式により申し込むものとする。
会員は、書面等により任意に退会することができる。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は、公益財団法人国際緑化推進センターの設立の登記の日から施行する。